

東宮「倫理」担当杉浦重剛の「教育勅語」御進講

所 功

はじめに

明治二十三年（一八九〇）十月三十日下賜された「教育勅語」の解説書は、その直後から昭和十年代までに何百種類も出版されているという⁽¹⁾。それらの大部分は一般国民、とりわけ児童生徒の修身教育に資するものであった。

しかも、それらと類を異にする注目すべきテキストがある。大正三年（一九一四）皇太子裕仁親王（満十三歳）のために、東宮御学問所御用掛杉浦重剛（満五十九歳）の御進講した記録にほかならない。その全容は、同所で数年間行われた「倫理」⁽²⁾を収める御進講草案刊本の末尾に付載されている。

私は約半世紀前、学生時代に偶然この刊本を入手した。やがて昭和の終り前後、御学友の永積寅彦氏^{ひさつみとむひこ}から、東宮御学問所生徒時期の御話を承り、貴重な資料も複写させて頂

いた。⁽³⁾このようないきさつから、上記刊本の付載部分を独立させ、注記と解題を添えて出版したことがある。⁽⁴⁾

本稿では、その『昭和天皇の学ばれた教育勅語』に記した解題を現時点で書き改め、責を塞がせて頂く。なお、「倫理」^(a)御進講（草案）全体を通して、「教育勅語」の趣旨がどのように展開されたかも検討すべきところ、紙幅の都合で概要の紹介に留めるほかない。

一 杉浦重剛の略歴と「理学宗」

杉浦重剛の伝記は、すでに数多く公刊されている。⁽⁵⁾ここでは本論に関係の深い事績を中心に、略歴を紹介しよう。

重剛（幼名讓次郎）は、安政二年（一八五五）三月三日、近江国膳所で藩儒重文の次男に生まれた。満五歳で藩校の遵義堂に入り、十歳代前半に高橋担堂・黒田麴廬・岩垣月洲から漢籍などを学ぶ。明治三年（一八七〇）十六歳で藩

貢進生として上京、大学南校で英語・理学を修める。同九年（二十一歳）から四年間、文部省留学生として英国で化学・物理・農学などを究め、いずれも猛勉強して抜群の成績をあげている。

しかし、帰国すると、二年後の明治十五年（二十七歳）東京大学予備門長に任じられる。ついで同十八年（三十歳）、同志と共に東京英語学校（のち日本中学校）などを設立。同二十年（三十二歳）には、『日本教育原論』を著している。⁶ その特徴は、「日本人に必要な教育」（特に徳育）を行う場合、今や支那の儒教に力なく、さりとて欧米の宗教でも不都合だが、彼の専攻した理学（物理）の「勢力保存論」（エネルギー不滅の法則）と「波動説」（波紋流動の現象）ならば「尽く之を人事に應用し得」るから、「此の類推法に依りて物理の定則を應用する」のが「最も当今に適切なる道徳主義と信ずる」と主張している（原文の片カナは平がなに直して引用。以下同）。

この理学類推応用論は、英国留学中に思い付き、それ以降次第に熟成したものだという。後年（明治四十四年）の講演「科学より見たる神道」⁽⁷⁾でも、これを「理学宗」と称し、「精力を余計貯へた人は…何時までも力を残す」「我が皇祖皇宗は、此の国に於て一番古くから勢力を貯へられた」から「神と云ふことに崇められて今日まで連綿として

居る」、「その勢力」で「最も強いものは道徳上の力であらう」などと論じている。

再び略歴に戻ると、杉浦は前記の学校経営や教育理論を評価されたのか、明治二十一年、文部省の専門学務局長に任じられた。しかも、その前後、政府の「不平等条約」改正案に反対したり、同志と雑誌『日本人』の創刊に参画。その上、同二十三年（一八九〇）七月には、推されて第一回の衆議院総選挙で議員に選ばれたが、政治に失望したのか、翌年三月辞任している。

それ以降、杉浦は日本中学校の校長として、晩年まで後進の育成に主力を注ぎ、すでに同二十四年『倫理書』（敬業社刊、全集第四巻所収）を著し、自ら講じている。そのかたわら、同三十年（四十二歳）、高等教育会議の議員や国学院の学監を委嘱された。さらに同三十五年（一九〇二）、東亜同文学院の院長に任じられたが、まもなく健康を損ねて院長を辞し、数年間、表立った活動をしていない。

ところが、大正に入ると、同三年（一九一四）春から、後述の東宮御学問所開設に伴い、その「倫理」担当御用掛として、奇しくも在野教育者の杉浦（満五十九歳）が抜擢された。⁽⁸⁾ この人事は、他の御用掛（ほとんど東大か学習院の教授）に較べて異例とみられるが、まことにユニークな最適任者を得たことになろう。

それから七年間、皇太子裕仁親王のために全身全霊を傾けた。途中から婚約内定の久邇宮良子女王（なご）にも御用掛として尽くしている（後述）。そしてその御結婚直後、大正十三年（一九二四）三月十三日、数え七十歳で永眠。勲二等に叙され旭日重光章を賜っている。

二 東宮御学問所と「倫理」の大綱

昭和天皇（迪宮裕仁親王）は、周知のとおり明治三十四年（一九〇一）四月二十九日、大正天皇（明宮嘉仁親王）の御長男として降誕された。そこで、祖父明治天皇の叡慮により、生後七十日から三年半、川村純義伯爵邸で厳しく育てられる。ついで同三十八年から青山の皇孫御殿へ移り、東宮侍従の丸尾錦作や侍女足立たか等に養育された。さらに同四十一年から乃木希典が院長を務める学習院の初等科に通っておられる。

この乃木院長は、将来天皇となられる皇孫殿下が初等科を卒えられた後、特別な教育環境のもとで学ばれるべきだと考えていた。その具体的な「御学問所」の特設構想が、明治四十五年春ころ書かれた草案にみえる。そこには当面「中学二二年度、御修学」として、

御徳育進講／一週二時／二人特別御人選

を筆頭に、「国語・漢文／同八時」^④「歴史・地理／同五時」

「外国語／同五時」「数学／同五時」「博物／同二時」「図画／同一時」「武課（劍術・馬術・体操）／同五時」の各科目・時間数などが列挙されている。

また「御相手学生、六乃至八名／右は華族（なるべく嗣子）にして、陸海軍志望者に限る」とし、さらに職員も「主任／将官一人」「主事／奏任文官一人」（共に御殿内居住）などを提示している。

これは、同年七月の天皇崩御、九月の乃木自刃にも拘らず、すでに乃木から内々頼まれ学習院の御用掛を務めていた小笠原長生が受け継いだ。やがて大正三年（一九一四）、「東宮御学問所」は高輪の東宮仮御所内に、乃木の盟友であり小笠原の上官である東郷平八郎を総裁に迎えて開設の運びとなったのである。

その職員をみると、総裁（東郷）・幹事（小笠原）をはじめ、多くの教科（歴史・地理・国文・漢文・博物・数学・フランス語・習字・武課・軍事講演など）の御用掛は、順調に決まり四月に発令された（理化学は四年次から、法制・経済と美術史は七年次のみ）。ただ、重要な帝王学の「倫理」を担当する御用掛は、容易に決まらなかった。それが、注（6）のような事情で何とか五月下旬、杉浦に発令されている。

そこで、杉浦は六月下旬の御進講開始まで僅か一ヶ月間に、その草案を作るため全力を注いだ。それには資料を取

集し原稿を検討するため、猪狩又藏（日本中学校の歴史教師、のち校長）や土田誠一（東大の哲学科大学院生、のち成蹊高校校長）など、数名が献身的に協力している。

「倫理」の御進講は、乃木の構想には毎週二時（二回）を二人で、とあったが、それを杉浦は一人で担当し続けた。ただ、週二時間（月曜と木曜の第一限）は、四年次までである。初年度の前半十二回分が「序説」とされ、ついで後半から二課に分かれ、第二課が「帝王倫理」を主とし、第二課が「一般倫理」とされた（五年次から両課を一緒にして週一回となる）。その第一課では、杉浦みずから作成した教科書『倫理』^(a)を使ったが、第二課では初年度後半に「教育勅語」、二年次から学習院中等科の一般教科書^(b)を用いている。

このうち、^(a)の大半を纏め直して公刊した『倫理御進講草案』（注2参照）をみると、その巻頭に「倫理御進講の趣旨」が掲げられている。すなわち、「倫理の教科」は「唯口に之を説く」のではなく、「必ずや実践躬行、身を以て之を証する」のでなければならぬ、それゆえ、自分は「浅学非徳」ながら、「唯心身を捧げて赤誠を致さんことを期す」との決意を述べる。その上で「大体的方針」として（便宜^(c)^(d)を冠する）、

① 一 三種の神器に則り、皇道を体し給ふべきこと。

② 一 五条の御誓文を以て、将来の標準と為し給ふべきこと。

③ 一 教育勅語の御趣旨の貫徹を期し給ふべきこと。の三条を掲げ、各々に説明を加えている。

まず①「三種の神器」とそれを授けられた「天壤無窮の神勅」は、わが「国家成立の根柢」であり、ここに「国体の淵源」が存する。とりわけ神器には「知・仁・勇、三徳の教訓」が託されており、歴代の天皇は「此の御遺訓を体して、能く其の本に報い始に^{かえ}反り、常に皇祖の威徳を顕彰せんことを勉め」てこられた。従って、「将来我国を統御し給ふべき皇儲（皇太子）殿下は、先づ能く皇祖の御遺訓に従ひ、皇道を体し給ふべき」と説く。

ついで②「五条の御誓文」は、明治の初めに「御一新の政を行」うため、「大方針を立て、天地神明に誓はせられたるもの」である。それを承けて二十余年後に「憲法発布」と「議會開設」があり、また大正以後も「政治の大道は永く御誓文に存する」。従って、「将来殿下が国政を統べさせ給はんには、先づ能く御誓文の趣旨を了得せられ……之を標準として立たせ給ふべき」と説く。

さらに③「教育勅語」は、明治天皇が維新に伴う思想の混乱を憂慮され、「我が国民に道徳の大本を示されたるもの」であり、爾来「臣民道徳の標準」となってきた。しか

も、末尾に「朕、爾臣民と供に拳々服膺して咸其の徳を―にせんことを庶幾ふ」と仰せて、「至尊も亦之を實行し給ふべきことを明言」されている。従つて、「皇儲殿下!」は、先づ国民の道徳を健全に発達せしめ……ると共に、御自らも之を体して実践せらるべき」と説く。

その上で、この基本方針に則りながら、「間々支那及び欧州の事例をも参酌し、時宜に応じ題を設け、卑近より説きて高遠に及ぼし、空理を避けて實際を主とせん」との具体的な論述方法を示している。

三 「教育勅語」御進講の概要

杉浦重剛の「倫理」御進講は、初年度の大正三年、六月二十二日を初回として九月まで（間に夏休みあり）十二回「序説」が行われた。ついで十月から翌年三月まで（間に冬休みあり）は、第一課が十回行われ、それと並んで第二課として十一回行われたのが「教育勅語」の御進講にはかならない。「教育勅語」は既に学習院初等科の時から親しんでこられたが、この段階（満十三歳）で更めて深く学ばれた。その要点を略述しよう。

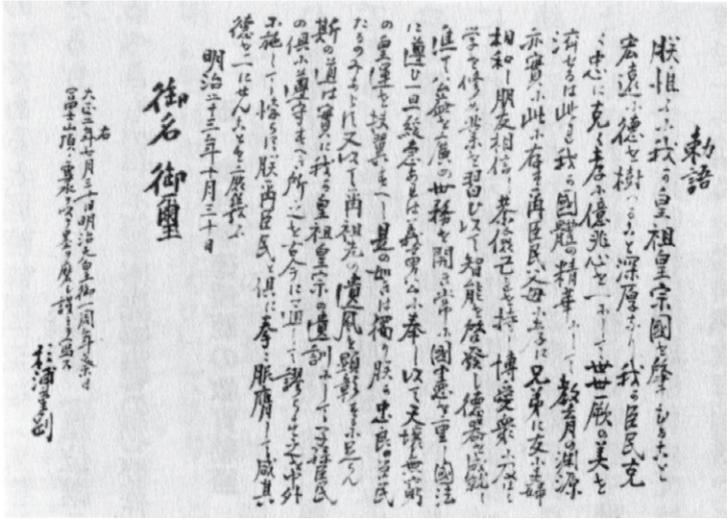
「教育勅語」は全文わずか三二五字であるが、大まかに分ければ、(一)前文「朕惟ふに……此に存す」、(二)本論「爾臣民……顕彰するに足らん」、(三)後文「斯の道は……庶幾

ふ」の三部から成る。しかし杉浦は、(一)について三回略述した後、(二)のうち「…国法に遵ひ」までを七回詳述し、最終の第十一回目で(二)の「一旦緩急あれば」以下と(三)を併せて一挙に講じ了っている。それは最後に時間が足りなくなったのかもしれないが、満十三歳（中学一年相当）の少年皇太子への進講としては、「一旦」以下を簡略にしても差し支えないと考えたからであろうか。

第一回分では、まず「教育勅語」を下し給わった所以（維新後の思想界の危機と明治天皇の御軫念、ついで「皇祖」（天照大神）の神勅、「皇宗」（神武天皇）の鴻業について簡単に説明し、さらに「徳を樹つる」（仁愛を植え込む）事例として、「三種の神器」の徳（知・仁・勇）、神武天皇をはじめ、歴代天皇（特に崇神・景行・仁徳の三代と明治天皇）の聖徳を説く。

第二回分では、「臣民、克く忠に克く孝に」の部分に即して、まず「我が国にては忠孝一本なり」とし、ついで「忠臣の例」として、田道間守・和氣清麻呂・楠正成・乃木希典を挙げ、さらに「至孝」の例として、神武天皇をはじめ、養老の伝説と平重盛の忠孝を説く。また第三回では、「国体の精華」を発輝した人物として、藤原鎌足・和氣清麻呂および徳川光圀を挙げている。

この計三回分は、(一)（前文）の解説である。それを抽象



日本中学校長杉浦重剛自筆（教育）勅語 左端に「右／大正二年七月三十日、明治天皇御一周年祭日／富士山頂ノ雪水ヲ以テ墨ヲ磨シ謹ミテ写ス／杉浦重剛」と付記。杉浦先生顕彰会編刊『遺墨集』所載

的ではなく具体的に人物の事績を例示しながら説くことが多い。それは(二)（本論）に関して一段と顕著になる。

すなわち第四回分では、「父母に孝に」の部分に即して、

まず「孝は百行の基なり」とし、ついで漢籍の『孝経』が孝謙天皇以来わが国でも重んじられたが、その「孝」は「平時と緩急（非常時）」とで具体的な「方法を異にする」として、前者に中江藤樹を、後者に日本武尊・楠正行を例に挙げている。

第五回分では、「兄弟に友に」と「夫婦相和し」の部分に即して、まず兄弟姉妹の「友愛」にも「長幼の秩序を加味」し「永続性を有する」必要を説く。ついでその実例として、億計王（仁賢天皇）と弘計王（顕宗天皇）、および備前の兄弟（領地争いをして和解）を挙げる。また夫婦の「和合」「調和」の実例として、雄略天皇と皇后幡梭姫、豊臣秀吉と北政所、乃木將軍夫妻を挙げている。

第六回分では、「朋友相信じ」の部分に即して、まず「朋友」と「友を択ぶ」大切さを説く。ついで「信と友情との継続」した実例として、細井広沢と堀部武庸、および波斯国の親友譚、古代中国の「刎頸の交」「絶絃の交」などを挙げている。

第七回分では、「恭儉、己を持し」の部分に即して、まず「恭儉」の定義を説く。ついで実例として、天智天皇の恭敬、貝原益幹の謙遜、江村尊斎の節慾、仁徳天皇の儉素、徳川家康の節儉などを挙げている。

第八回分では、「博愛、衆に及ぼし」の部分に即して、

まず「博愛とは何ぞや」を説く。ついで博愛の方法（先後緩急の順序）を弁えた実践例として、仁徳天皇・光明皇后・明治天皇および和氣広虫・奥貫友山（江戸中期の儒者）・瓜生岩（幕末明治の福祉事業家）を挙げている。

第九回分では、「学を修め……徳器を成就し」の部分に關して、まず「学を修む」実例として、源義家および「蜚雪の功」の逸話などを挙げる。ついで「業を習ふ」実例として、スピノザとダルトンを挙げる。つぎに「智能を啓発」の実例として、関孝和・伊能忠敬を挙げる。さらに「徳器を成就」の実例として、中江藤樹・二宮尊徳および宇多天皇の「御遺誡」と子思（孔子の孫）の教訓を挙げている。

第十回分では、「公益を広め……国法に遵ひ」の部分に關して、まず「公益を広め世務を開」いた実例として、野中兼山・青木昆陽・玉川清右衛門を挙げる。ついで「国憲を重んじ国法に遵」った実例として、源頼朝・豊臣秀吉・藤原時平・羽田正養（江戸後期の幕臣）を挙げている。

そして最終の第十一回分では、「義勇公に奉じ」た実例として、北条時宗・楠正成と和氣清麻呂を挙げる。さらに(三)後文の「斯の道は」以下に關して、歴代天皇が「皇祖・皇宗の遺訓」を守って来られたこと、しかも「教育勅語」を「宗教以外」に「權威あるもの」として大いに尊び守る

日本人を「英国の友人が……敬服」していること、されば皇太子殿下は、これを「御自身で実行せらるる」と共に、「臣民をしてこの道に進ましむる」ように留意して頂きたいと説いている。

以上が杉浦による「教育勅語」御進講の概要である。このうち、初回にも最終回にも「英国知名の学者・教育者」たちが「菊池（大麓）男爵の講演に感激し」「日本教育の中心が『教育勅語』に在ることを……大いに羨望せし」という話を援用している。この点、確かにイギリスで数年前（明治四十年ころ）からそのような反響があったことの顛末は、最近平田諭治氏が詳細に説明されている。⁽¹⁾杉浦としては、これによって「明治天皇の下し給へる勅語」が「日本国民永遠の生命たること」（初回）「中外に施して悖らざること」（最終回）を裏付けようとしたのであろう。

四 七年間の「倫理」御進講項目

このように杉浦は、大正三年度後半、満十三歳の皇太子裕仁親王に対して、⑥「一般倫理」の中で「教育勅語」を詳しく御進講した。しかも、その途中で、たとえば第六回に「朋友の事は、『水』と『鏡』との篇に申し述べたり。しかうして信は『時計』の篇に申し述べたり」と、すでに同年度前半に行われた「序説」との関連を断っている。さ

らに同年後半以降の①「帝王倫理」の中身も、「教育勅語の御趣旨の貫徹を期し」て行われることが多かったにちがいない。

そこで、『倫理御進講草案』（序説と①）の全項目を、学年と学期の順に通し番号を冠して列挙すれば、左の通りである（最後の第七学年三学期は、後述の事情により御進講が休止され、項目名しか判らない）。

第一学年（大正三年度）

- ・前半（序説）…1三種の神器 2日章旗 3国 4兵
- 5神社 6米 7刀 8時計 9水 10富士山 11相撲 12鏡

- ・後半…13成年 14御諭 15好学 16納諫 17威重 18大量 19敬神 20明智 21崇儉 22尚武

第二学年（大正四年度）

- ・一学期…23桜花 24仁愛 25公平 26正直 27改過
- 28操守 29犠牲 30正義 31高趣 32清廉

- ・二学期…33御即位と大嘗祭 34明月 35賞罰 36蒔かぬ種子は生えぬ 37上杉謙信 38百聞不_レ如一見_二 39紅葉 40任賢 41決断 42赤穂義士

- ・三学期…43新年 44取_レ長補_二短_一 45梅花 46雪 47謹慎 48論語読みの論語知らず 49恤民 50徳川光圀

第三学年（大正五年度）

- ・一学期…51春 52思_二而学_レ而思_一 53遠慮近憂 54源為朝 55転_レ禍為_レ福 56大道遠_レ而難_レ遵 57上和_レ下睦 58化行_レ則善者勤_ム 59山水 60倫言如_レ汗 61用_二意平均_一 62夏 63北海道沿線行啓に際して

- ・二学期…64夏禹王 65高_レ而不_レ危 満_レ而不_レ溢 66秋 67倉廩実_レ則知_二礼節_一 68安危在_レ己 69菊 70中大兄皇子 71可_レ明_二賞罰_一 莫_レ迷_二愛憎_一 72好_レ問則裕 73博_二而寡_一要 74ワシントン

- ・三学期…75松竹 76履_レ霜堅_レ冰_レ至 77君君_二臣臣_一 78孔子 79上_レ則答_二乾_レ靈援_レ国_レ之_レ徳_一 下_レ則弘_二皇_レ孫養_レ正_レ之心_一 80田獵 81臨_レ下_レ以_レ簡御_レ衆_レ以_レ寛 82桃 83動則思_レ礼_二 84蚕

第四学年（大正六年度）

- ・一学期…85五条御誓文 86科学者 87茶 88徳日新 万邦惟_レ懷_二 89先憂後樂 90瀑布 91日月無_二私照_一 92那翁

- ・二学期…93先_二神事_一後_二他事_一 94徳川家光 95政在_レ養_レ民 96詩歌 97コロンブス 98惟徳動_レ天 99韓退之の雑説 100敖_レ不_レ可_レ長欲_レ不_レ可_レ従 101絵画 102保建大記 103マルサス人口論 104インソップ物語

- ・三学期…105酒 106文明 107居_レ上_レ克明_二 108ペートル大帝 109音楽 110大義名分

第五学年（大正七年度）

・一学期…111 釈迦 112 和魂漢才 113 人物之靈 114 黄金

時代 115 威有^ツ二德^ヲ 116 鉄

・二学期…117 修理固成 118 他山之石 119 修^ス其天爵^ヲ而人

爵^ヲ從^レ之^ニ 120 磁石 121 管仲 122 基督^{キリスト}

・三学期…123 閔隍 124 民惟邦本 125 人種

第六学年（大正八年度）

・一学期…126 大宝令 127 風声鶴唳 128 無^レ恃^ム其不^レ來^ラ

129 貞永式目

・二学期…130 光華明彩 131 常山之蛇 132 六論衍義 133 鳶

飛^テ戾^レ天^ニ魚躍^ニ手淵^ニ 134 ポンソンビイ氏の「君と臣」

に關して

・三学期…135 中臣被 136 ルーソー 137 拔^キ本塞^ラ源^ヲ 138

陷^レ之^ニ死地^ニ然後^ニ生^ス 139 伝教・弘法・親鸞・日蓮 140 勸

第七学年（大正九年度）

・一学期…142 祈年祭祀詞 143 柳 144 易の大意 145 国学の

四大^人 146 老莊大意 147 万葉集 148 功成名遂身退^ス 149

龍

・二学期…150 前独逸皇帝ウイヘルム二世の事 151 五風

十雨 152 刑名学 153 マホメット 154 地水師 155 運用之

妙存^ス二心^ニ

・三学期（予定項目）…156 和光同塵 157 神皇正統記 158

濂洛之君子 159 心学十年如^シ一日^ノ 160 地雷復 161 孝明

天皇御製 162 西洋哲学概論 163 明倫御製 164 因果応報

一以貫^レ之^ヲ 165 死^{シテ}而不^レ亡^レレ^ル寿 166 神人合一

※他に御進講の原稿がなく項目名のみ記録されているものとして、第五学年に「陰徳陽報」「君子慎^ム其独^ヲ」「満招^キ損^ヲ謙受^ル」

レ益^ス」／「ソクラテス」「至誠^ニ不^レ動^カ者未^レ之^ヲ有^ラ也」「学而時^ニ

習^フ之^ヲ」「四海之内皆兄弟也」「契矩之道」／「農神ヒポクラ

テスの詩」「任重^{クシテ}道遠^シ」「中朝事実」「天作孽可^レ違^ハ」「貞観政

要」「宝箴」「浩然之氣」、第六学年に「十三経に関する説明」

「プラトール・アリストートル」「有^{ラバ}文事者必有^ス武備[」]」／

「英国皇太子に關すること」「ストイック」「秋声賦」「スピノ

ザ」／「カント・フイヒテ」、第七学年に「ミル・ペンタム・

スベンサー」「進化論」「シェークスピア・ゲート」／「マ

キャベリー」「水戸学」の二八項目がある。

五 初年度前半御進講の「序説」

以上の百数十項目を通覧すると、いずれも多かれ少なか
れ「教育勅語」と関係がある。しかし、紙幅に制約がある
ため、本節では、初年度（第一学年）の前半（大正三年六月
～九月）に講じられた「序説」十二項目を、後半（同十月～
翌四年三月）に講じられた「教育勅語」の導入と考え、簡

単に紹介しておこう。

まず1「三種の神器」では、前掲の「趣旨」(方針)に則り、これが「知・仁・勇の三徳を示されたるもの」であること、広く外国の古典・学説に照らせば「支那も西洋も其の教を立つること同一」なること、ただ「我在りては皇祖大神が実物を以て之を示された」ところに特長があること、とくに歴代のうち「天智天皇は知、仁徳天皇は仁、神武天皇は勇を代表せらるゝ」とみられること、しかも「明治天皇の如きは三徳を二様に具備」されていたこと、従って裕仁皇太子は「知・仁・勇の三徳に着眼して修養せらるべきこと、とりわけ「倫理なるもの……貴ぶ所は実践躬行の四字に在り」と説く。

続いて2「日章旗」では、「日の丸の由来」と日〓太陽の絶大な恩恵について略述する。そして「我が国にては、皇祖天照大神を太陽に比し奉り……皇祖嫡流の御子孫を「日の御子」と称すると説く。

つぎに3「国」では、「国民……剛健なるときは(国も)繁栄す」ること、欧州で第一次大戦(一九一四〜八)が始まっていた当時、日本が同盟中の英国に「相応の援助を与ふべき」は、国家間の「信義」によって「東洋の平和を確保せん」ためであること、しかも「世界の大事は終に人種の競争に帰着」するとなれば、「我が日本帝国は、将来独

力を以て欧米のアーリア諸民族と相対抗するの覚悟なかるべからず」と説く。

続いて4「兵」では、「武」という文字が本来「戈を止むと書し、平和を意味する」こと、ただ不可避の非常時には「敢然と起ちて戦はんがため……常に兵備を整へ置くべき」こと、しかし「最も肝要なるは武士的精神の如何に依り……今後も益々此(尚武)の精神を鼓舞し練磨し、常に正義の上に行動する……用意を以て列国の間に立つべき」と説く(末尾の「挿話」が面白い)。

つぎに5「神社」では、「我が国の神々は、我等の祖先」と総括しうること、従って、神武天皇が鳥見山で「皇祖の霊」を祀られたごとく「之(祖先神)を祭ることは、唯子孫として孝心を致す」にほかならないこと、しかも「能く神を祭らんとすれば、先づ能く政を施すために「祭政」が「一致」してこそ「国運を維持し拡張しうること、さらに「正直の首に神宿る」といわれるごとく「惟神の道も其の根本は正直の二字に在り」と説く。

続いて6「米」では、稲作が天照大神の神教に由来し、歴代の天皇も農業を奨励して来られたこと、それゆえに神嘗祭および新嘗祭、とりわけ大嘗祭を丁重に行われること、米作は「国民の生命を支へ、精神を養ひ、又一国の経済を立つ」こと、従って皇太子は「之を作り出す民の粒々辛苦

の状をも知らせ給ひて、而して日々の膳羞に向はせ給はば、報本反始の念自ら起り、同時に国運・民情等につきても、必ずや大に寛らせ給ふ」と説く。

つぎに7「刀」では、日本人が「古来尚武を以て立国の精神」としてきたこと、日本刀は鋭利な上に「曲らず折れず、剛と強とを兼備」すること、その刀を鍛錬する以上に「人物を鍛ふるには、猶ほ幾倍の苦心を要する」と説く。

続いて8「時計」では、漏刻などについて略述したあと、「時計は規律の根本にして、又信の証票」だから、学校の内でも外でも「時間を厳守」すべきこと、また人生も「瞬間の継続」だから、かつて陶淵明が「及^ヒ時^ニ勉^ス、歲月不^レ待^レ人」といい、また朱子も「少年易^ク老^シ、學^シ難^ク成^リ、一寸光陰不^レ可^ク輕^ク」^{カラス}というとおりに、「時に当りて宜しく大に勉勵すべき」と説く。

つぎに9「水」では、日本人が古来「非常に心身の清潔を尊び……清廉潔白を愛するの情強き」こと、そのため日常的に「冷水浴等を実行」し、「衣服・寝具・室内等を清潔ならしむ」こと、また古語に「水は方円の器に随ひ、人は善悪の友による」とか「朱に交れば赤くなる」とあるとおり、「心して其の友を択び、善良なるものを得て、以て己を善良ならしむ」こと、さらに「度量の広大なるを称して海の如しといふ」が、「人に長たるもの」は「人の己に

異なるを容れ、人の己に忤^{まか}ふをも許す……度量必ず益々広きを致す」ため「大に修養を積^むべきことなどを説く。

続いて10「富士山」では、単に日本一の麗峰を讃えるのではなく、「高貴な人」は富士山のように「一見人をして先づ心服せしむるの風容を具する」こと、それには「清廉潔白、至誠を以て一貫する」べきことなどを説く。

さらに11「相撲」では、「日本の国技」と称される相撲の来歴を説明したあと、「相撲道……の大力士たらんものは必ず正々堂々の陣を張り……公明正大なる心事とを兼ね有す」べきことを説く。

そして最後の12「鏡」では、明治天皇が御製によって「鏡を鑑として大和心を磨けよとの御教訓を垂れ給はりし」こと、人が鏡を見るのは「容儀を正す」ためであって「虚飾を加へん」ためではないこと、「古へを以て鏡と為せば……能く消長を知り……省みて足らざるを補ひ、誤れるを正すこと」ができること、また「人を以て鏡と為せば……過を改め善に遷るの益ある」こと、とりわけ「朋友は真に善を責め悪を戒め、相互に学問志業に切磋琢磨すべき」こと、さらに「人君としては必ず忠臣の苦言を納れ、以て己を正すべきこと」などを説く。

以上が「序説」の要点である。ほとんど身近な主題のもとに、関連する具体的な話題を「倫理」に結び付けながら

説き示されている。しかも、その中に「教育勅語」の徳目と関係の深いこと、仮に約言すれば、1 実践窮行、2 皇恩感謝、3 国際貢献、4 義勇奉公、5 祭政一致、6 報本反始、7 尚武鍛錬、8 刻苦勉勵、9 扨交修養、10 清廉潔白、11 公明正大、12 自省親交、などが判り易く盛り込まれている。まさに後半以降への導入としての確な内容といえよう。

むすび——「倫理」の実践窮行——

このように杉浦重剛は、数え六十歳の大正三年（一九一四）、東宮御学問所の「倫理」担当御用掛に任じられ、その前半で「帝王倫理」の「序説」を講じ、その後半で「一般倫理」として「教育勅語」を講じた。それを少年皇太子裕仁親王（満十三歳）がどのように受け止められたのか、詳しい記録・資料はまだ見あたらない。ただ、大竹秀一氏も『天皇の学校』（二二二～二頁）に引いておられるエピソードであるが、幹事小笠原長生が次のように語っている。
（杉浦）先生は、教育勅語を捧読するのに、「世々其の美を濟せるは」とある所の世々を「セイセイ」と読まれるので……（迪宮）殿下も矢張り「セイセイ」と御読みになるやうになられたのです。そこで私は……僭越でしたけれども、殿下に……世間では普通に「ヨヨ」と読み居りまする旨を言上したのです……が、其

の後になっても依然として「セイセイ」と御読み遊ばされたのであります。…此の一事は偶々以て先生の御進講の徹底する所を見るべきであらうと思ひます。

その後も「倫理」は、数年間にわたり毎週進講された。しかも、大正七年（一九一八）五月からは、皇太子妃に内定した久邇宮良子女王のため宮の邸内に仮設された御学問所の御用掛も兼ねている。⁽¹³⁾ところが、翌九年秋、この御婚約について、良子女王の生母家系に「色旨遺伝」の疑いをかけ、久邇宮家に辞退を求める策動が表面化してきた。

それに対して杉浦は、同年十二月「倫理」の進講を「運用之妙存乎一心」で打ち切り、御学問所御用掛の辞職届を出し、ひそかに同志（称好塾・日本中学校の卒業生など）の協力をえて、御婚約実現（反対阻止）に向け全力を傾けた。⁽¹⁴⁾御学問所副総裁浜尾新への意見書（『杉浦重剛全集』第六卷所収）をみると、「已に御内定相成候以上……御取消に相成り候儀は、満天下に悪模範を被_レ為_レ示……候事と相成り候。……万一の事有_レ之候ては、小生も最早自決致し候外無_レ之と覚悟致し居り候」と決意を述べている。

その理由は、みずから「倫理」御進講者として「日本の皇室は智・仁・勇を以て立たなければならぬ、といふことを平生申上げている」が、もし万一「かかる不信不仁の事（大正天皇が一たん内定された御婚約を不当に解消するような措

置)を遊ばすことになる、……日本の皇室に発する道德の淵源に傷がつく。」という強い信念に基づいており、まさに「死を決して闘った」のである。⁽¹⁵⁾これは杉浦の「教育勅語」を含む「倫理」が、いわば口先だけの説教ではなく、文字どおり命懸けで「実践躬行」すべきものであることを範示したことになる。⁽¹⁶⁾

一方、杉浦の教えを受けられた裕仁親王は、大正十年春、御学問所を修了して、ヨーロッパ数ヶ国(特に英国)歴訪の船旅に出られた。そして帰国直後の十月、病状の進行した父君大正天皇の代役「摂政」に就任。ついで五年後の十二月、父帝崩御に伴って満二十五歳で踐祚し、それから満六十二年と二週間にわたり、昭和天皇として「天職」⁽¹⁷⁾を全うされたのである。その間の偉大な御治績は、容易に書き尽くしえないが、あえて本稿の視点から約言するならば、「教育勅語」にも示される「徳」(帝王倫理)の実践躬行に努められた御生涯であったと評することができよう。⁽¹⁸⁾

(平成二十二年六月三十日稿)

注

- (1) 「教育勅語」の解説書は、準公的な井上哲次郎『勅諭衍義』(明治二十四年、成美堂)から戦時下の森清人『教育勅語謹話』(昭和十八年、直雲出版社)まで、少くと

も五百種以上あることが確認されている。そのうち主要なものが、日本大学精神文化研究所編『教育勅語関係資料』第一―第十五集(同所、昭和四十九年)、日本教育史基本文献資料叢書49・峯間信吉編『教育勅語衍義集成』(大空社、平成十年)等に収録されている。

(2) 猪狩又蔵(史山)編・杉浦重剛『倫理御進講草案』(大日社、昭和十一年)。これは四六倍判全一二〇〇頁の大冊であるが、『杉浦重剛全集』第四卷(思文閣出版、昭和五十八年)には新組で再録。なお、前者から「教育勅語」十一回分と猪狩の「後記」を省き、写真縮小した新書判三分冊が出ている(三樹書房、昭和五十九年)。

(3) 永積寅彦氏は、明治三十五年二月、大迫尚道の次男に生まれ(のち永積家に養子)、同四十一年四月、学習院初等科に入り、同学齢の裕仁親王(および華頂宮博忠王・久邇宮邦久王など)と同じクラスで六年間過ごす。その間に選ばれた五名の御学友の一人として、大正三年から七年間、東宮御学問所で学び、同十四年三月、東大法学部卒業。昭和二年三月から同四十一年三月まで侍従職(課長を歴任、次長で退官)、同年九月から翌十二年六月まで掌典長。最後に平成元年二月、昭和天皇御大喪に祭官長を務められたが、私はその前後十数回、友人の高橋絃氏と共に御宅を訪ね、合計五十時間余り御話を承ったのみならず、初等科・御学問所の教科書などを拝借し、御日記などの主な部分の抜き書きを頂戴した。その口述記録を纏めた同氏『昭和天皇と私―八十年間お側に仕えて』(学習研究社、平成四年)がある。

(4) 杉浦重剛御進講(校注・解説 所功)『昭和天皇の学ば

れた教育勅語』（新書判、勉誠出版、平成十四年。その大巾な補訂版、同社、同二十一年）。

(5)

大町桂月・猪狩史山共著『杉浦重剛先生』（政教社、大正十三年）、藤本尚則『国師 杉浦重剛先生』（敬愛会、昭和三十年）、猪狩史山『杉浦重剛先生小伝』（研究社、同四年）、海後家臣『西村茂樹・杉浦重剛』（北海出版社、同十二年）、石川哲三『国宝 杉浦重剛』・同『杉浦重剛の生涯』（同顕彰会、同五十三・五十九年） 明治教育史研究会編『回想 杉浦重剛』（思文閣出版、同五十九年）など。なお、猪狩史山・中野刀水編『杉浦重剛座談録』（岩波文庫、同十六年）もある。

(6)

杉浦重剛『日本教育原論』（初版明治二十年二月、金港堂出版。『杉浦重剛全集』第一巻所収、昭和五十八年、思文閣出版。国民精神文化研究所編刊『教育勅語渙発関係資料集』第一巻にも所収。なお、杉浦は同二十年、英国ブラウイング著『教育原論治革史』と米国ペインター著『教育全史』を翻訳出版している。

(7)

『科学より見たる神道』（初出明治四十四年十二月『称光塾報』。『杉浦重剛全集』第一巻所収、昭和五十八年、思文閣出版）。

(8)

この「倫理」御用掛としては、初め一高の元校長で大正三年当時京大の文科大学長だった狩野亨吉（四十九歳）が候補にあげられた。けれども、本人が固辞したため、京大総長の沢柳政太郎（狩野の同級生）と東大総長の山川健次郎（狩野の恩師）らが熟慮協議した結果、杉浦こそ「人格高潔の国師」「命がけて事に当たる人」と見込んで決定したと伝えられる（注5の藤本著など）。

(9)

玉木正誼（乃木希典実弟）遺族の所蔵される毛筆書き草案（大竹秀一氏『天皇の学校』文藝春秋、昭和六十一年）に全文引用。

(10)

たとえば、明治四十三年（一九一〇）第三学年の「御心意状態」報告書（原敬関係文書）別巻所収、NHK出版『昭和天皇のご幼少時代』収録）によれば、丸尾錦作御用掛長から「勅語の御話」を聞かれた後、「迪宮はね、朕というのは始めのことで、冀ふはおしまひのことだと思っていた」と無邪気に話しておられる。

また初等科六年間クラス担任を務めた石井国次（のち東宮御学問所でも地理と数学を担当）が記した「教案簿」（授業記録）が部分的に残っている（知人所蔵、複写受贈）。たとえば、その明治四十五年Ⅱ大正元年度分（第五学年東組）をみると、「修身」の時間（月曜と木曜の一日）の月曜には必ず毎週「勅語捧読」があり、そのあと「教育勅語読方」（六月十一日・七月一日）「教育勅語ノ大意」（九月二十日・十月七日）「教育勅語ノ解釈」（十月十四日・十一月四日）および「華族一同ニ賜リタル勅諭ノ読方」（十一月十二日・十八日・十二月二日・九日・十六日・一月十三日・二十日）「学習院設立勅語ノ読方」（二月二十七日・三月三日・十七日）「漢文及ビ講義」（二月二十三日）および具体的な加藤清正・徳川光圀・松平定信などの「訓話」が行われている。

(11)

平田論治氏『教育勅語国際関係史の研究』（風間書房、平成九年）Ⅱ部「官定英訳教育勅語の成立とその位相」によれば、「教育勅語」の公式英訳は、日露戦争後に作成され、明治四十年（一九〇七）文部省から英国ロンドン

ン大学へ派遣された菊池大麗が、日本教育に関する講演で紹介して好評を呼び（のち米国各地でも講演）、同四十二年には文部省が『漢英仏独教育勅語訳纂』（The Imperial Rescript on Education translated into Chinese, English, French, & German）を刊行した。

(12) 大町・猪狩共著『杉浦重剛先生』（注5）所引の回想。

(13) 拙稿「久邇宮良子女王（香淳皇后）と杉浦重剛」（『歴史と旅』平成十二年九月号）

(14) 東宮御学問所教科書『倫理進講要録』巻五末尾「付録」に「（第七学年）第二学期末より第三学期全部、病の爲め欠勤せり」と記されている。

(15) 古島一雄（杉浦の教え子、のち衆議院議員）『一老政治家の回想』（中央公論社、昭和二十六年。のち中公文庫）。杉浦を中心とする猛烈な運動が反対派を追いつめ、宮内省は翌大正十年二月十日、「御婚約に変更なし」と公表するに至った。その御婚儀は、同十二年秋に予定されていたが、九月一日の関東大震災で延期となり、翌十三年一月二十六日に挙行されている。それを病床で伝え聞いて安堵した杉浦（数え七十歳）は、その半月後（二月十日）、「国家の前途が気遣われるのみじや」と夫人に咬いて永眠したという（注5伝記参照）。

(17) 多くの天皇が御任務を「天職」と認識されていたことは、たとえば慶応四年（明治元年）三月十四日、「五箇条の御誓文」と共に示された明治天皇の「御宸翰」の中でも、「朕……身骨を勞し心志を苦しめ艱難の先に立ち、古／＼列聖の尽させ給ひし蹤を踐み治績を勤めてこそ、始めて天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし……」と記

されている。

(18) 周知のことながら、「教育勅語」の徳目に即して一端を申せば、まず父君大正天皇のために「摂政」を務め、また母君貞明皇后のために孝養を尽くされた、さらに三名の弟君（秩父宮・高松宮・三笠宮）との親交に努められ、もちろん良子妃（香淳皇后）と相和して仲睦しく、しかも御学友や近侍者らとの信頼関係を大切にされた。

御自身、幼少時から礼儀正しく慎み深い態度を持ち続けられ、まさに天下万民に博愛の大御心を及ぼされ、御学問所終了後も進んで修学に励み続け「スメラミスト」としての見識を高め帝徳を深められた。

それゆえ 平常時には立憲君主として誠実に「統治権を総攬」され、非常時にも皇居に留まって大元帥の大任を果たされ、皇祖皇宗肇国以来の「皇運」「国体」を護り通すことに全力を尽くされたのである。

しかも、明治天皇の「教育勅語」に示されているような徳義の実践躬行者である昭和天皇を御手本としてこられた天上陛下は、すでに昭和二十年（当時満十一歳）、四月の天長節講話や八月の玉音放送を聴かれ、「私も（父君のように）心や体を強くし、国民から仰がれるやうな人になりたい」「もっとしっかりとって明治天皇のやうに皆から仰がれるやうになって、日本を導いて行かなければならない」と御日記に書かれている（木下道雄氏「側近日誌」（文藝春秋、平成二年刊）の昭和二十年十一月十三日条に「東宮の御日誌文」を拝見し引載）。

（京都産業大学法学部教授）